

「夏休みの居場所づくり事業」利用案内

この案内には、夏休みの居場所づくり事業（以下、「居場所づくり事業」という。）の利用に係る重要な事項が記載されています。必ず内容を確認してから申し込んでください。

1. 居場所づくり事業の概要

保護者が就労により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、夏休み期間中安全に過ごすことができる場を提供し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

（１）実施場所・定員

No.	実施場所	住所	定員
1	高崎市総合保健センター2階 会議室	高崎市高松町5-28	100人
2	箕郷支所3階 第5会議室	高崎市箕郷町西明屋702-4	40人
3	群馬支所3階 312・313会議室	高崎市足門町1658	40人
4	新町支所西庁舎1階 会議室	高崎市新町3152-1	40人
5	榛名支所4階 特別会議室	高崎市下室田町900-1	40人
6	吉井支所南庁舎1階 第1会議室	高崎市吉井町吉井川371	40人
計			300人

※上記のうち、いずれか1カ所のみでの利用となります。

※途中で変更することはできません。

（２）開所日・開所時間など

開所期間：令和7年7月22日（火）～8月29日（金）

開所日時：月～金曜日の7時30分～18時30分

閉所日：土曜日、日曜日、祝日、その他（災害等で安全にお預かりすることが困難な場合など）

（３）利用に係る費用（児童一人あたり）

一律 20,000円

※減免や利用日数による日割り計算・減額はありせん。

《支払方法》

①納付書払い。納付期限までに金融機関にて支払い。

※利用日初日に、金融機関の領収印が押された『納入通知書兼領収書』を提示してください。

②PayPay 払い。利用日初日に受付にて支払い。

※少々お時間をいただく場合がありますのでご承知おきください。

※残高にご注意ください。

2. 利用の要件

次の要件の全てを満たす児童が対象です。

- ・保護者が就労により、昼間家庭にいない
- ・高崎市内の小学校に在籍している
- ・保護者が実施場所に送迎できる
- ・現在、放課後児童クラブを利用していない

3. 利用の決定など

利用の決定については、通知にて行います。先着順ではありません。

なお、次の事項に該当する場合は、居場所づくり事業の利用はできなくなります。

- ・利用要件に該当しなくなった場合
- ・申込み事項に虚偽又は不正があった場合
- ・開所時間を超過してお迎えが継続した場合

4. 利用にあたって

(1) 児童の送迎について

- ・児童の送迎は、安全を考慮し保護者又は代理人（成人）が行なってください。
- ・送迎は、開所時間内（7時30分～18時30分まで）に行なってください。
- ・児童の引き渡し及び引き取りは、直接職員と行なってください。
- ・一度入室した後に、習い事等で退室した際は、再度入室することはできません。

(2) 児童の持ち物など

- ・昼食、おやつ、水筒は必ずご家庭で準備をして、児童に持たせてください。
※お友達と昼食のおかずやおやつを交換しないよう、ご家庭でお声がけ下さい。
- ・持ち物には必ずフルネームを記入してください。
- ・習字、ポスター、工作等の宿題を持ち込むことはできません。
- ・必要に応じて着替えを持たせてください（着替えた服の持ち帰り用のビニール袋も必要）。

5. 申込み前に準備していただくもの

就労証明書（様式は、市ホームページからダウンロード可）

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/67714.html>

（１）電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）での申込みの場合（原則）

- ・下記『6. ＬｏＧｏフォームによる申込み（原則）』を参照してください。
- ・申込み時にデータでの添付が必要です。

（２）（１）以外の場合

- ・下記『7. ＬｏＧｏフォームによる申込みができない場合』を参照してください。
- ・「夏休みの居場所づくり事業」申込書に添付して提出または郵送が必要です。
- ・兄弟姉妹で利用申込みする場合は、2人目以降はコピーした証明書を添付しても受付可能です。

（３）注意事項（（１）・（２）共通）

- ・保護者全員の証明書が必要です。
- ・複数か所で就労している場合は、勤務時間の長い2か所まで証明書を提出してください。
- ・証明書は発行（証明日）から3か月以内のものを提出してください。

《参考》

保護者の状況	備 考
会社に勤務 (内定を含む)	勤務先が記入してください。 単身赴任も、就労証明書が必要です。
自営業	事業の代表者が記入してください。
内 職	本人が記入してください。

6. ＬｏＧｏフォームによる申込み（原則）

申込み期間	令和7年6月16日（月）～ 7月2日（水）23時59分 【受信有効】
事前準備	○パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）を利用できる機器 ○申込み者のメールアドレス ※「no-reply@logoform.jp」から送信されるメールを受信できるように設定してください。 ○就労証明書のデータ（申込み時に添付必須） ・様式は、市ホームページよりダウンロード可。 https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/67714.html ※上記「5. 申込み前に準備していただくもの」参照。

申込み方法	電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）より申込みをしてください。（下記の申込み用ＵＲＬまたはＱＲコード） ※申込みにあたっては、電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）へのアカウント登録が必要になります。
申込み用ＵＲＬ	https://logoform.jp/form/h8ij/1082742
申込み用ＱＲコード	
申込み手続きの流れ	<u>（１）アカウント登録（申込み用ＵＲＬまたはＱＲコードから登録）</u> ① 申込み用ＵＲＬのページ内にある「新規アカウント登録」をクリックして、メールアドレス等を登録してください。 ② 登録したメールアドレスにアカウント登録を行うためのＵＲＬが送付されるので、そこから電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）へのアカウント登録をしてください。 ③ 登録完了メールを受信し登録完了となります。 ※ユーザーＩＤとパスワードは、結果の確認等で必要となりますので、必ず忘れないようにしてください。 <u>（２）利用申込み（必要事項の入力等）</u> ① アカウント登録完了後、申込みをしてください。 ② 受付が完了した旨のメールが送信されるので、必ず受信を確認してください。また、メールに記載されている「受付番号」は、放課後児童クラブ支援課へ問合せをする際に、確認をする場合がありますので忘れないようにしてください。 メールが届かない場合は、正常に申込みができていない可能性があります。
申込み結果	７月１１日（金）までに、電子申請システム（ＬｏＧｏフォーム）上で通知します。各自でダウンロード（必要に応じて印刷）してください。
注意事項	申込み期間内に申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 申込み手続きは、「（１）アカウント登録」、「（２）利用申込み」の２段階です。（１）のアカウント登録をただけでは申込みは完了しません。 また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となり申込みができない場合やサーバーが混み合う可能性があるため、余裕を持って申込み手続きを行ってください。

7. LOGフォームによる申込みができない場合

申込み期間	令和7年6月16日（月）～ 7月2日（水）17時15分 【必着】
受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
申込み方法	申込み期間および受付時間内に（１）と（２）の書類を全てそろえ、下記申込み先まで提出または郵送にて申し込んでください。 （１）「夏休みの居場所づくり事業」申込書 ・様式は、市ホームページよりダウンロード可。 ・児童一人につき1枚提出してください。 ・消せるボールペンや鉛筆で記入された書類は受付できません。 ・誤って記入した場合は、二重線で訂正してください。（修正液・修正テープの使用不可。訂正印不要。） （２）就労証明書 ・様式は、市ホームページよりダウンロード可。 ※上記「5. 申込み前に準備していただくもの」参照。 市ホームページ：https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/67714.html
申込み先	〒370-8501 高崎市高松町35番地1 放課後児童クラブ支援課「夏休みの居場所づくり事業」宛
申込み結果	7月11日（金）までに郵送で通知します。
注意事項	書類に不備がある場合は受け付けできません。 郵便事情により郵便ポストへの投函日によっては申込み期間内に届かない可能性がありますので、余裕を持って申込み手続きを行なってください。

8. 問い合わせ

高崎市役所 福祉部 放課後児童クラブ支援課

開庁時間：月曜日から金曜日までの8時30分～17時15分

※土曜日・日曜日・祝日は開庁していません。

住 所：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1（本庁舎1階 13番窓口）

電 話：027-395-5421（直通）